

Ⅰ 地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準＜登校前・登校時＞

状況		教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき	☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校	
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき ※ 1 生徒が在住する地域で発生した場合	☐ 休校 ※ 2	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	☐ 原則通常授業
			事前避難対象地域※ 3 に住居が位置しており、登校することが困難な場合は学校に連絡し、自宅待機（避難先に避難）とする。
		調査終了	☐ 原則通常授業

※ 1 生徒が在住する地域で、登校前・登校時に同規模の地震が発生した場合は自宅待機とし、C ラーニングで学校に連絡をする。

※ 2 登校途中で震度 5 弱以上が発生し、自宅に戻るよりも学校が近い場合は安全に注意して学校に登校する。

※ 3 事前避難対象地域については、通学範囲自治体では、掛川市の土砂災害警戒区域・レベル 2 津波浸水域での設定がある。他の地域は設定がない。浜松市は暫定的な対応となっている。

2 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準＜登校前・登校時＞

注意報・警報	生徒の行動及び教育活動
津波注意報	☐ 通常授業。ただし交通機関や地域の状況に応じて休校とすることがある。
津波警報	☐ 午前 6 時の時点で警報が発表されている場合は、午前 10 時まで自宅で待機とし、午前中の授業は行わない。
大津波警報	☐ 必要に応じて地域の避難所・避難地又は高い建物の上階、高台に避難するなど身の安全を図る行動をとる。
	☐ 午前 10 時の時点で警報が解除されていない場合は「1 日休校」とし、引き続き、身の安全を図る行動をとる。
	☐ 午前 10 時の時点で警報が解除された場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合※は学校に連絡の上、自宅待機等） ※例えば、解除されていても公共交通機関が動いていない、など

※通常授業の場合であっても、公共交通機関や障害物等の理由で登校できない場合は学校に連絡をする

3 地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準＜在校時＞

状況		教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき	☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき ※ 1 生徒が在住する地域で発生した場合	☐ ただちに教育活動を中止 (5 「大規模地震発生時の対応」を参照)	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	☐ 原則通常授業
			事前避難対象地域※ 2 に住居が位置しており、登校することが困難な場合は学校に連絡し、自宅待機（避難先に避難）とする。
		調査終了	☐ 原則通常授業

※1 生徒が在住する地域で、登校前・登校時に同規模の地震が発生した場合は自宅待機とし、Cラーニングで学校に連絡をする。

※2 事前避難対象地域については、通学範囲自治体では、掛川市の土砂災害警戒区域・レベル2津波浸水域での設定がある。他の地域は設定がない。浜松市は暫定的な対応となっている。

4 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準＜在校時＞

注意報・警報	生徒の行動及び教育活動
津波注意報	☐ 通常授業。ただし交通機関や地域の状況に応じて授業中止し、下校とする場合もある。 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	☐ ただちに、教育活動を中止
大津波警報	☐ 交通状況、気象状況を確認し、生徒にも情報提供を行う。学校周辺部の状況も確認する。 ☐ 学校の対応を保護者にCラーニングで周知する。 ☐ 下校させる場合は、原則警報解除後とし、公共交通機関の運行状況や周囲の気象情報を確認する。安全が確認できた場合は、下校させるが、帰宅手段がない場合は学校待機とする。

5 大規模地震発生時（震度5弱以上）の対応

状況	生徒の行動（例）	
在 校 時	① <1次避難>机の下に隠れ、頭部を保護、机の脚を持つ等の安全確保の行動をとる。（可能であれば）出入口の確保。火器の消火（電源オフ、ガス元栓を閉める等）	
	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる	
	頭を 守る	教室 机の下に隠れる（机の脚を持つ）・外に飛び出さない
		廊下・階段 ガラスに注意して中央で伏せる
		体育館 落下物に注意して中央で伏せる
		グラウンド 校舎から離れ中央で伏せる
	② <2次避難>本部や教職員の指示に従い、グラウンドに避難。	
	「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある	
	③ グラウンドに集合し、クラスごとに整列し、点呼をとる。	
	（中：担任、高：HR委員→HR担任→学年主任→副校長・教頭→校長）	
	その後、指示により地区ごとに整列し直し点呼をとる。	
	（生徒地区長→地区担当教員→副校長・教頭→校長）	
	<校舎への立ち入りは、被害状況確認後※となるため、それまではグラウンドで待機。スマートホンを持参しているものについては以下の作業を進める。貴重品等を持ち合わせていない者は、指示があるまで教室には戻れない。校舎の被害が少なく、立ち入りが認められた場合は、貴重品等、必要最小限のものを取りに戻れる。教員の指示により、小集団ごととする。>	
	※本校校舎（南館・北館）・体育館・格技場は耐震性能ランクがⅠαのため、校舎は応急危険度判定士の判定を待たずに利用できる。ただ、必ず教職員による目視で校舎の被害状況やガス漏れ等の確認した後に校舎利用を可とする。	
	④ 教職員の指示に従い、各生徒から保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル171、電子メール（携帯電話）等）。	
	⑤ 保護者と連絡がとれたら、次の点について保護者と相談して決める。	
	ア 下校するか学校に残留するか。	
	イ 下校する場合、自力で下校するか保護者の引き取りを待つか。	
	⑥ 自力で下校する場合、できる限り居住地域を考慮した複数の生徒で下校する（地区別）。	
	⑦ 生徒から保護者への連絡がとれない場合でも、保護者が引き取り（車は不可）に来校すれば、	

	一緒に帰宅する。 ⑧ 次の場合は学校に残留することがある。 ア 居住地域及び居住地域までの帰路が、建物の損壊や火災等で危険な場合 イ 津波被害想定地域及び公共交通機関の遮断により帰宅困難が予想される地域（下の※に示す居住地区）に居住している場合又は帰路が想定地域を通る場合 ウ 保護者と連絡がとれない場合、又は下校する適切な方法がない場合。なお、残留した生徒の帰宅は、上記⑥、⑦による。 ⑨下校した生徒は、帰宅後、Ｃラーニングで帰宅報告をする。 （※）3 南部、8 新津、9 可美、15 東陽、16 南陽、21 庄内、22 神久呂、23 湖東 24 篠原、27 江西、28 江南、51 鷲津、52 白須賀、53 湖西、54 岡崎、60 豊橋以西、38 舞阪、39 新居、40 雄踏、41 細江、44 三ヶ日、70・80 天竜川以東
校外活動時	① 引率教員の指示に従い、安全確保の行動をとり、最寄りの避難地・避難所（又は高台、高い建物の上階）に避難する（下記「登下校時 ①」のカッコ内参照）。 ② 教職員の指示に従い、保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル１７１、携帯電話等）原則として、保護者の引き取りを待つ。 （生徒は常に部活動等の活動場所、避難地・避難所を保護者に伝えておく。）
登下校時	① 安全確保の行動をとり、最寄りの避難地・避難所又は高い建物の上階や高台に避難する（古い建物や建設中の建物、ブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線、ガス漏れ箇所等に注意する）。 ② 公共交通機関利用中は、交通会社（運転士等）の指示に従って避難行動をとる。 ③ 保護者に対し可能な範囲で安否情報の連絡に努める。 （防災用伝言ダイヤル１７１、電子メール（携帯電話）等）
在宅時	① 安全確保の行動や避難行動をとる。 ② 登校しない（欠席扱いとしない。）。 ③ 地震情報に注意し、必要に応じて居住地区の避難地・避難所に避難する。 ④ 保護者が外出時は、可能な範囲で安否情報の連絡に努める（防災用伝言ダイヤル１７１、携帯電話等）。

6「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒情報）又は（注意情報）発表時に、状況に応じて授業を中止する場合の対応

・通常は平常の活動継続であるが、次の場合に授業中止を検討することがある。

- ☐ 地震が起きていないものの、公共交通機関が事前に計画運休等を公表してる。
- ☐ 本校の所在地域では発生していないが、他地域で関連地震が頻発している。
- ☐ 本校が工事中などの理由から、地震発生時の生徒の安全確保に支障が生じる恐れがある場合。
等
- ☐

状況	生徒の行動
在校時	① 全ての教育活動を中止し、各HRに集合し点呼を受ける。 ② 今後の行動について、校内放送及び学級担任から説明を受ける。 ③ 速やかに帰宅準備をして地区別教室等に集合、地区毎に点呼をとる。 ④ 原則として、地区毎に下校する。ただし、安全に帰宅できることが確認できない場合は学校に残留し、教職員の指示に従って行動する。
校外活動時	① 在校時に準じる。 ② 帰宅困難な生徒がいる場合には、最寄りの避難地・避難所に避難する。